

東京都公立学校特別支援教室専門員 応募にあたっての Q&A

Q1：幼稚園の教員免許状を持っていますが応募可能ですか？

A1：可能です。普通免許状（専修・一種・二種）をお持ちであれば、種別（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護、栄養）は問いません。

Q2：教員免許状の更新をしていませんが大丈夫でしょうか？

A2：失効していても、教員免許状を有していた方（教育職員免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した方を除く。）は応募可能です。

Q3：教員免許状を紛失してしまった。

A3：教育職員免許状授与証明書（免許状を授与した都道府県教育委員会が免許状を授与している旨の事実を証明するもの。免許状を授与した都道府県教育委員会に発行を依頼してください。）を提出してください。コピーでも可です。

Q4：教員免許状はもっていますが、教員として勤務したことはありません。

A4：教員免許状をお持ちであれば、教員として勤務したことがなくても応募可能です。

Q5：応募資格の項目3「臨床発達心理士等の発達障害の児童・生徒の支援に関する専門的な資格を有する者」の「専門的な資格」にはどのようなものが含まれますか？

A5：「臨床発達心理士」「臨床心理士」「特別支援教育士」「学校心理士」「公認心理師」が含まれます。

Q6：現在70歳ですが応募できますか？

A6：年齢制限はありませんので御応募いただけます。

Q7：人事異動で勤務校が変更になることはありますか？

A7：同一区市町村内で別の学校に配属になる場合もあります。

Q8：勤務時間は何時から何時までですか？ 残業や休日出勤はありますか？

A8：勤務時間は学校により若干異なりますが、おおむね午前8時から午後5時までの間で指定されます。1日の勤務時間は7時間45分です。残業はありません。また、土日祝休日であっても、学校行事等で年間数回程度出勤いただく場合があります。

Q9：兼業は可能ですか？

A9：可能です。（事前に学校長に届出を出す必要があります。）学校の業務に支障が出ない範囲での勤務をお願いします。

※ただし、都の会計年度任用職員（時間講師等）とは兼務できません

Q10：児童に授業等で指導することはありますか？

A10：授業を受け持つことや、児童を指導することはありません。

Q11：パソコンはどの程度使えばよいのでしょうか？

A11：最低限、ワードまたはエクセルで作成されたフォーム（様式）に、文章や数字を入力できる必要があります。

Q12：旧姓での申し込みは可能ですか？

A12：必ず戸籍姓で申し込んでください。職務上で旧姓使用を希望される場合は、配属された学校で旧姓使用の申請をしていただくことになります。

Q13：郵送では応募締切に間に合わないので申込書類を持ち込みたい。

A13：申し訳ございませんが、書類の持ち込みについてはお断りしております。期日が差し迫っている場合には、Logo フォームにてお申し込みください（締切日 23:59 までにご提出いただければ有効となります）。